岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

（総則）

第１条　県は、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の入所者の負担を軽減し、健全な運営を確保するため、その運営に要する経費に対し、予算の範囲内で、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 条）第 62 条第 2 項の規定により岐阜県知事の許可を受けた法人（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（欠格事由）

第２条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人

三　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人

四　役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人

五　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人

六　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人

七　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

（補助対象経費等）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次のとおりとする。

一　補助対象経費

軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年岐阜県条例第 74 号）第 16 条第 1 項第 1 号に規定するサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の一部の減免をする場合における当該減免に係る費用、介護職員等の処遇改善を図るための経費（以下「処遇改善経費」という。）及びその他知事が必要と認める経費（以下「その他の経費」という。）の合計額

二　補助金の額

施設ごとに事務費実支出額から利用者本人から徴収した事務費本人徴収額（その額が軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日付け老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知。以下「取扱指針」という。）別紙別表Ⅱ－１に規定する本人からの徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額と、別表に規定する算定方法により算出した事務費の一部の減免をする場合における当該減免に係る費用、処遇改善経費及びその他の経費の年間合計額とを比較し、いずれか小さい方の額

三　補助対象期間

補助金の交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（補助金の交付申請）

第４条　補助金交付申請書の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

２　補助金交付申請書には、別記第 1 号様式において定める書類を添付しなければならない。

３　補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第５条　補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第 6 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事項のほか、次のとおりとする。

一　事務費とは、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等並びに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び本部会計繰入金に充当する経費であること。

二　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（申請の取下げ）

第６条　規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から 14 日以内とする。

（変更交付申請）

第７条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別記第 2 号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　実績報告書の様式は、別記第 3 号様式のとおりとする。

２　実績報告書には、別記第 3 号様式において定める書類を添付しなければならない。

３　実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定の日が属する年度の翌年度 4 月 10 日までとする。

（履行確認）

第９条　知事は、実績報告書又は現地確認、聴取確認（電話確認）により、事業完了後速やかに履行の確認を行うものとする。

２　知事は、前項の規定による現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日

時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

（補助金の交付の時期等）

第１０条　この補助金は、規則第 14 条の規定による額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

２　補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第 4 号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第１１条　規則第 4 条の申請があった場合において、当該申請をした者が第２条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

２　知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第 2 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

３　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第１２条　規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付申請の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、昭和 57 年度分の予算に係る補助金から適用する。

２　この要綱の制定前になされた昭和 57 年度分の補助金に係る交付申請その他の行為で、この要綱に相当の規定があるものは、当該相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

附　則

１　この要綱は、昭和 61 年度分の予算に係る補助金から適用する。

２　第 2 条の規定の昭和 62 年度における適用については、第 2 条の表の補助金の欄中「6 分の 5」とあるのは「4 分の 3」とする。

附　則

１　この要綱は、昭和 63 年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

１　この要綱は、平成 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成 12 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成 16 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

1　この要綱は、平成 20 年度分の予算に係る補助金の平成 20 年 6 月分から適用する。平成 20 年度分の予算に係る補助金のうち平成 20 年 4 ・5 月分については、従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和 8 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第３条関係）

	補助対象経費	算定方法
1	事務費の一部の減免をする場合における当該減免に係る費用	取扱指針別紙第１の２の（2）及び老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴う軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の上限額の改定について（令和６年 10 月 25 日付け高第 659 号岐阜県知事通知）により算定した事務費の年間合計額から利用者本人から徴収した事務費本人徴収額（その額が取扱指針別紙別表Ⅱ－１に規定する本人からの徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額）を控除して得た額
2	処遇改善経費 ・軽費老人ホームの介護職員等に支給される賃金（基本給、手当、賞与等）の改善経費 ・賃金の改善に伴う法定福利費等に充当し、介護職員等の賃金改善を図るための経費	（１）、（２）及び（３）の合計額 （１）介護職員数（常勤換算）×9,000 円 （２）事務費の合計額×1.16％÷12 か月＝Ａ Ａ（月額小数点以下切捨て）×12 か月 ※（１）及び（２）については、それぞれ介護職員の処遇改善の要件を満たす場合に加算するものとする。 （３）①、②及び③の合計額（小数点以下切捨て）×年間入所者数 ①職員数（常勤換算）×10,000 円÷入所者数（年平均） ②介護職員数（常勤換算）×7,000 円÷入所者数（年平均） ③介護職員数（常勤換算）×2,000 円÷入所者数（年平均） ※（３）①、②及び③については、それぞれ当該要件を満たす場合に加算するものとする。なお、①は賃上げ、②は生産性向上、③は定期昇給分として見込まれる額に相当する措置の実施に係る要件とする。
3	その他の経費	知事が別に定める算定方法による

別記

第１号様式（第４条関係）

第　　号

年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所

名　　称

代表者職氏名

年度岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額　　円

２　補助金所要額調書

３　補助金所要額内訳書

４　添付書類

・　歳入歳出予算（見込）書抄本

・　補助の対象となる軽費老人ホームにおける利用料（事務費相当額を明らかにすること。）の額を明らかにすることができる当該施設の利用規程

・　その他知事が必要と認める書類

第２号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所
名　　称
代表者職氏名

年度岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金変更交付申請書

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更交付申請額　　円

２　補助金所要額調書

３　補助金所要額内訳書

４　添付書類
- 歳入歳出予算（見込）書抄本
- その他知事が必要と認める書類

第３号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所
名　　称
代表者職氏名

年度岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定を受けた標記補助金の実績について、下記のとおり報告します。

記

１　補助金精算書

２　補助金精算内訳書

３　添付書類
- 歳入歳出決算（見込）書抄本
- 貸借対照表
- その他知事が必要と認める書類

第４号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県知事　　様

住　　所
名　　称
代表者職氏名
発行責任者氏名及び電話番号：
（　　）
担当者氏名及び電話番号：
（　　）
※発行責任者と担当者が同一の場合は発行責任者氏名及び電話番号のみ記入すること。

年度岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金交付（概算払）請求書

年　　月　　日付け　第　　号で交付額の確定があった（交付決定を受けた）標記補助金について、下記のとおり交付（概算払）されるよう請求します。

記

交付確定額 （交付決定額）	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残　　額	円
概算払が 必要な理由※	
金融機関及び 本(支)店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

※　概算払請求時のみ記載すること。
（備考）不要な文字は、抹消すること。